

明和町

分類

暮らし

定住・子育て支援

事業名（対象者・内容）

移住支援金事業

対象者：東京圏から群馬県に移住される方等、要件を満たす方（予算の範囲内）

内 容：2人以上の世帯の要件を満たす場合にあっては100万円
単身の場合にあっては60万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算
詳細は以下URLより確認
<https://www.town.meiwa.gunma.jp/life/soshiki/seisaku/kikaku/iju/1977.html>

問合せ：《総務課政策室 メディア戦略係》 TEL：0276-84-3111（内線224）

地方就職学生支援事業

対象者：大学生等のU・Iターン就職を促進するため、一定の要件を満たす東京圏から県内への就職・移住等する方

内 容：交通費補助：群馬県内での就活一律6,000円、群馬県外での就活においては要綱に基づき算出
移転費補助：66,000円を上限額とした実費を支給
詳細は以下URLより確認
<https://www.town.meiwa.gunma.jp/life/soshiki/seisaku/kikaku/iju/5706.html>

問合せ：《総務課政策室 メディア戦略係》 TEL：0276-84-3111（内線224）

出産祝金支給事業

対象者：出生日・3歳・6歳時点で明和町に在住する児童を養育する保護者。町民になって1年を経過すると申請可。

内 容：

支給額	第1子	第2子	第3子以降
出生時	2万円	4万円	6万円
3歳の誕生日	3万円	6万円	9万円
6歳の誕生日	5万円	10万円	15万円

問合せ：《健康こども課 こども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172）

ひとり親家庭等の児童の入進学等支度金

対象者：ひとり親家庭等で下記の対象になる児童を養育している保護者へ支給。

内 容：こども園入園時1万円、小学校入学時1万2千円、中学校入学時1万5千円、中学校卒業時2万円を支給します。

問合せ：《健康こども課 こども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172）

分類	事業名（対象者・内容）
	子育て援助活動支援事業（明和町ファミリー・サポート・センター事業） 対象者： ・ 援助を受けたい人：利用会員・・・0歳から小学6年生までの子どもの保護者。 ・ 援助を行いたい人：サポート会員・・・講習会を受講した子育て家庭に理解のある町民。 内 容： 子育て世帯を支援するため、子どもを預けたい人とサポートしたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。 ○事業内容 ・ こども園や小学校等への送迎をお願いしたい ・ ふれあいセンターで子どもを遊ばせてほしい ・ 一緒に子どもを見てほしい ・ 冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり ・ リフレッシュしたい、少し休みたい 等 ○利用料金 利用料は1時間500円（利用開始から最初の1時間以降は30分単位の料金で利用可） （援助終了後に「利用会員」から「サポート会員」へ直接お支払いいただきます。） 利用料の補助等 【対象】 ひとり親家庭相当のファミリー・サポート・センター利用者 【助成額】 1時間当たり300円 ※助成を受けるためには事前に登録手续が必要。 問合せ： 《健康こども課 こども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172） 学童保育所保育料減免 対象者： ・ ひとり親で児童を養育しており町民税非課税の方。 ・ 災害により居宅が喪失、又は破損し復旧にあたっている方。 ・ その他特に必要と認める場合。 内 容： ・ ひとり親で児童を養育しており町民税非課税の方（保育料の半額を減免） ・ その他（指定管理者が町長の承認を得て定める額を減免） 問合せ： 《健康こども課 こども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172） こども家庭センターの設置 対象者： 妊娠期から子育て期にあるすべての子育て家庭。 内 容： 妊娠期から18歳未満の子どもがいる家庭を対象に、関係機関・サービスと連携して相談支援する場所です。 問合せ： 《健康こども課 こども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172） 《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917 妊婦のための支援給付事業 対象者： 明和町に住民登録があり、令和4年4月1日以降に出産された方。 内 容： 伴走型相談支援 保健師が妊娠届出時、妊婦訪問時に面談を行います。 経済的支援 妊娠届出時：5万円（妊娠1回につき） 出産予定日の8週間～：5万円（胎児1人につき） 問合せ： 《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917 妊婦初回産科受診料一部助成 対象者： 明和町に住民登録があり、産科医療機関で妊娠判定に要する検査等を受け妊娠届出書の交付を受けた方。 内 容： 医療機関等において実施する妊娠判定に要する問診・診察および尿検査・超音波検査等に要した初回産科受診費用に対し上限1万円（1回の妊娠につき1回）を助成します。 問合せ： 《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917

分類	事業名（対象者・内容）
	「おめでとうばこ」のプレゼント 対象者：明和町にお住まいで町の4か月児健診を受けた家庭 内 容：4か月児健診の際に配布されるQRコードから申し込みをすると、ベビーソープ、おしりふき、ジュース、だしパック、ツナ缶、ホットケーキミックス等が入った「おめでとうばこ」をパルシステム群馬より配布します。 問合せ：《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917
	不妊治療費助成事業 対象者：特定不妊治療費：医師が認めた特定不妊治療を受けた方。 一般不妊治療費：医師が認めた一般不妊治療を受けた方。 両治療費とも戸籍上の夫婦（事実婚関係にある方も含む）であって、1年以上明和町に居住し町税を滞納していない方。 内 容：特定不妊治療費：治療費の1/2で上限額15万円（年度あたり） 一般不妊治療費：治療費の1/2で上限額10万円（年度あたり） 問合せ：《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917
	不育症治療費助成事業 対象者：医師が認めた不育症の治療を受けている方。 戸籍上の夫婦（事実婚関係にある方も含む）であって、1年以上明和町に居住し町税を滞納していない方。 内 容：治療費の1/2補助で上限額30万円（年度あたり） 問合せ：《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917
	産後ケア事業 対象者：生後1年未満の乳児とその母親。（医療機関により受入対象年齢が異なります） 内 容：産婦の母体管理及び生活面の指導 授乳や乳房ケア等の母乳育児指導 沐浴等の育児指導に関することなど 利用回数7回まで 無料 問合せ：《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917
	風しん予防接種助成事業 対象者：妊娠を希望している女性とそのパートナーで予防接種を受けた方。妊婦のパートナーおよび同居家族で予防接種を受けた方。 内 容：麻しん・風しん混合ワクチン：上限5,000円 風しん単独ワクチン：上限3,000円 問合せ：《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917
	乳幼児用補助装置購入費補助金 対象者：明和町に住所を有し、町税を滞納していない方で、0歳以上6歳未満の乳幼児のため国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した保護者。 内 容：チャイルドシート購入時の費用を1/2補助（上限1万5,000円） ※乳幼児1人につき1台・1回限り 問合せ：《健康こども課 こども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172）
	おたふくかぜ予防接種助成 対象者：満1歳から7歳未満（年長児）までの幼児※罹患児除く 内 容：1人1回 上限8,000円 問合せ：《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917

分類	事業名 （対象者・内容）
	子どものインフルエンザ予防接種助成 対象者： インフルエンザ予防接種を受けた1歳～15歳（中学生）の子ども。 内 容： 1回につき費用の1/2（上限2,000円）※2回まで申請可能 問合せ： 《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917
	妊産婦交通費及び宿泊費支援事業 対象者： 居住地から分娩施設まで25km以上の移動を要する妊産婦 10km以上離れた周産期母子医療センターでの分娩を要する妊産婦 内 容： 妊産婦健診、1か月児健診に要する交通費 妊産婦健診、1か月児健診に要する宿泊費※最大7泊まで申請可能 問合せ： 《健康こども課 健康づくり係》 TEL：0276-60-5917
	福祉医療費(子ども医療費) 支給事業 対象者： 18歳の年度末までの子ども。 内 容： 医療費（入院・外来ともに）の無償化を実施。 問合せ： 《住民環境課 保険年金係》 TEL：0276-84-3111（内線144）
	認定こども園 明和こども園（ハローイングリッシュ） 対象者： ①0歳から就学前の保育を必要とする児童（長時間保育） ②3歳から就学前の児童（短時間保育） 内 容： 3歳以上児について、人間形成の基礎を培う幼児教育を、保護者の就労形態等に区分されない一元化した教育・保育として提供する。 外国人講師1名が保育をとおして英語による保育を重視し、自然で無理のない環境の中で英語の基礎づくりを行う。 問合せ： 《明和町立明和こども園》 TEL：0276-80-7711
	多子軽減の拡充 対象者： 保護者及び対象児童が明和町に住所を有し、子どもを3人以上扶養している方。 内 容： 3歳未満児における第3子以降の児童に係る保育料を、申請により無料にする。（小学校就学前までの範囲を無制限とする。） 問合せ： 《明和町立明和こども園》 TEL：0276-80-7711
	奨学金の貸与 対象者： 以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦された方。 ①町内に1年以上居住する世帯の子弟 ②品行方正で進学の意欲と能力を有する者 ③経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟（所得制限あり） 内 容： 高等学校 月額1万円、高等専門学校 月額2万円、大学 月額4万円を貸与する。 学校卒業後、1年を経過した年の翌月から貸与年数の2倍に相当する期間内に、月賦または年賦で返済する。 問合せ： 《学校教育課 総務係》 TEL：0276-84-3111（内線242）
	英語検定補助事業 対象者： 明和町に住所を有し、英検(実用英語技能検定) 3級以上を受験した小中学生の保護者の方。 内 容： 検定料の自己負担分1,000円を引いた全額を助成します。1人につき受験年度1回の助成を行いますが、3級以上に合格して、その年度にさらに上位級を受験する場合は、さらにもう1度助成します。 問合せ： 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0276-84-3111（内線242）

分類	事業名（対象者・内容）
	学校給食費の無償化 対象者：下記のいずれかに該当する者の保護者 ・明和町立明和こども園の年少児・年中児・年長児のいずれか ・明和町立の小学校に在籍する児童 ・明和町立の中学校に在籍する生徒 ・明和町に住所を有し、特別支援学校中学部に在籍する生徒 ※国、県、町の制度に基づき学校給食費の全額の給付を受けていないこと ※生活保護制度や就学奨励費等で既に給食費が無料になっているかたは該当しません 内 容：保護者の経済的負担の軽減を目的として、町立こども園・小中学校の学校給食費を無償化しています。 ①町内こども園・小学校・中学校在籍の場合は、学校給食費を徴収しないことによる無料化 ②特別支援学校に在学の場合は、学校給食費の全部または一部を支給することによる無料化 問合せ：《明和町立学校給食センター》 Tel：0276-84-5858 《学校教育課》 Tel：0276-84-3115（内線242）
	町営住宅の斡旋 対象者：町営住宅入居希望者 内 容：町のホームページにて入居資格・申込方法を掲載。 問合せ：《都市建設課 都市開発係》 Tel：0276-84-3111（内線134） 住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金 対象者：自ら居住する住宅（併用住宅含む）に対象システムを設置した方、又は町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した方で次のすべてに該当する方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ③申請の日が電力会社との電気受給契約の日から1年を経過していないこと。 内 容：1万円×太陽電池モジュールkw（小数点第3位を四捨五入）千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。（上限10万円） 1万円×定置型蓄電池kwh（小数点第3位を四捨五入）千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。（上限6万円） 問合せ：《住民環境課 環境保全係》 Tel：0276-84-3111（内線147） 雨水浸透枳設置費補助金 対象者：自ら居住する住宅（併用住宅含む）に雨水浸透枳を設置し次のすべてに該当する方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ③設置工事が完了した日から1年を経過していないこと。 内 容：6千円/1基（上限6万円） 問合せ：《住民環境課 環境保全係》 Tel：0276-84-3111（内線147） 浄化槽設置整備事業費補助金 対象者：下水道事業計画区域を除く地域において、専用住宅（店舗併用住宅を含む。ただし、住宅部分の床面積が1/2以上。）に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する次のすべてに該当する方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ③公共事業で浄化槽等の補償を受けていない方。 内 容：5人槽 224千円 6～7人槽 288千円 8～10人槽 382千円 問合せ：《住民環境課 環境保全係》 Tel：0276-84-3111（内線147）

分類	事業名（対象者・内容）
	住宅リフォーム補助金 対象者： 町内の施工業者によるリフォーム工事を行う方で、次の要件全てに該当する方。 ①明和町に1年以上住所を有する方 ②住宅を自ら所有し、かつ居住している方 ③町税及び使用料等を完納している方 ④当該工事について、町で実施している他の住宅改造補修費補助金等の交付を受けていない方 内 容： 自己用住宅の修繕・増築等で工事金額が20万円以上（消費税を除く）の場合が対象となり、工事費の10%（但し千円未満は切り捨て）、補助金の最高額は10万円。 ※該当住宅につき1回限り 問合せ：《産業振興課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）
	結婚新生活支援補助金 対象者： 結婚を機に町内で新たに生活をはじめ次のすべてに該当する新婚夫婦 ①対象となる年の1月1日から翌年3月31日までに婚姻届けを提出し、受理された夫婦 ②夫婦の婚姻日における年齢が双方とも39歳以下であること ③交付申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所になっていること ④夫婦の所得の合計額が500万円未満（貸与型奨学金の返済額は控除） ⑤その他公的制度による家賃補助、他市町村で補助金等を受けていないこと 内 容： 下記費用に対し夫婦双方の年齢が29歳以下の場合最大60万円補助を行う（夫婦双方の年齢39歳以下の場合最大30万円） ・住宅の購入費用 ・リフォーム費用 ・賃貸における賃料、敷金礼金、共益費及び仲介手数料 ・引越費用 問合せ：《健康こども課 こども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172）
農業体験・就農支援	就農研修制度 対象者： 町の特産である「梨」の就農を希望する方 ※「きゅうり」の就農を希望する方も別途制度あり 内 容： 1～2年間地元農家の元で研修を行い、栽培技術、販売技術を学ぶ。 梨園の幹旋、住まいの幹旋、販路の幹旋、農機具の幹旋等、町、群馬県、J A、指導農家との協議会による研修から就農までのトータル支援を実施。 地域おこし協力隊として活動することも可（一定報酬。一部条件あり）。 問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）
	果樹園芸関係補助金 対象者： 町の特産である「梨」の就農者及び就農をする方 内 容： ①果樹園流動化促進整備補助金 果樹園賃借料の1/2補助(上限3万円) ②果樹園芸施設整備補助金 施設・機械の整備費用の1/2補助（上限20万円） 問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）
就労支援	勤労者生活資金 対象者： 町内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している方 （町税を完納している方） 内 容： 医療費、冠婚葬祭費、教育費、耐久消費財購入費等に貸付(融資限度額100万円)。 融資期間5年以内、利率年2.1% 問合せ：《産業振興課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）

分類	事業名（対象者・内容）
	明和Mターン促進奨励金 対象者：①新規に住宅を取得した方（新築住宅又は中古住宅を購入して平成30年4月1日以降に転入した者） ②借家等に転入し、町内に就労・就農した方（平成30年4月1日以降に転入した町内在勤者又は就農者） ③町内転入者、新規就労者を雇用了事業者 ※上記条件は一部です。詳細は下記問合せ先にお尋ね下さい。 内 容：町の雇用促進及び定住人口の増加を図るため、上記該当者に奨励金を交付します。 ①30万円②15万円③5万円 問合せ：《産業振興課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）
	ごみ収集指定袋の一部無料化 対象者：町内に住民登録のある方、又は、町外から新規に転入し住民登録をされた方（転入条件によっては該当しない場合もあります。） 内 容：ごみ収集指定袋と交換できる引換券を配布することで、引換券と交換できる枚数分を無料化するもの。 引換券は1人当たり年間3枚を限度として世帯主に配布する。（なお、新規転入については、転入時期により枚数が変わります。） 引換券1枚で大きいごみ袋（40リットル）10枚、又は小さいごみ袋（20リットル）20枚と交換できる。引換券の有効期間は当該年度の年度末3月31日まで。 問合せ：《住民環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線147） ごみ減量化器具購入助成金 対象者：家庭内で発生するごみを自家処理するための減量化器具を購入する次のすべてに該当する方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ※減量化器具とは、一般家庭から発生した生ごみを排出者自ら発酵・乾燥等を行い、減量化、堆肥化または消滅化出来る器具であり、かつ環境衛生上の配慮がされ、耐久性に優れていると町長が認めるもの。 内 容：購入費用の1/2。ただし100円未満は切捨（上限1万円） 問合せ：《住民環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線147） 防災行政無線の戸別受信機の貸出し 対象者：明和町に居住している方で、貸出しを希望している世帯 内 容：上記対象者に防災行政無線の戸別（家庭用）受信機を保証金1万円にて貸し出す。 なお、65歳以上の単身世帯の方等、保証金が免除されます。 問合せ：《総務課 危機管理係》 TEL：0276-84-3111（内線216） 乗り合い送迎サービス「チョイソコ めいわ」 対象者：明和町に住所を有し、会員利用登録を完了している方 内 容：予約を受けて、指定停留場所からそれぞれの目的地（町内に限る）まで送迎する乗合交通。土曜日、日曜日及び祝日、年末年始以外の8時30分から16時30分まで運行する。利用料金は無料。 問合せ：《介護福祉課 福祉係》 TEL:0276-84-3111（内線152）